

# 渉成園施設使用許可申請書

年 月 日

真宗大谷派宗務総長 殿

このたび、下記のとおり渉成園の施設を使用いたしたく、許可くださるよう申請します。

寺院・教会名

(団体名)

申請者氏名

印

使用者氏名

印

申請者と同じ場合は「同上」と記入してください。

使用者住所

(〒 - )

電話番号

( )

当日連絡先

( )

電話番号と同じ場合は「同上」と記入してください。

使用日時	年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分まで									
使用施設	<input type="checkbox"/> 臨池亭	<input type="checkbox"/> 滴翠軒	<input type="checkbox"/> 閨風亭	<input type="checkbox"/> 蘆菴	<input type="checkbox"/> 縮遠亭	<input type="checkbox"/> 漱枕居	<input type="checkbox"/> 代笠席			
	<input type="checkbox"/> 芝庭園	<input type="checkbox"/> 園内撮影								
使用内容	<input type="checkbox"/> 食事(口昼・口夜)	<input type="checkbox"/> 茶席	<input type="checkbox"/> 展示会	<input type="checkbox"/> 物品販売	<input type="checkbox"/> 撮影	<input type="checkbox"/> その他				
使用人数	名									
飲食	<input type="checkbox"/> 有(仕出業者: <input type="checkbox"/> 泉仙 <input type="checkbox"/> たん熊 <input type="checkbox"/> からすま京都ホテル)				<input type="checkbox"/> 無					
会場設営	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		設営業者						
使用備品	<input type="checkbox"/> 机・椅子( )人分 <input type="checkbox"/> 毛氈 各部屋の机・椅子の最大貸出数: 【臨池亭・滴翠軒】8名分 【閨風亭】32名分 【その他】要相談									
使用冥加金	¥	—	※記入しないでください。							
備考										
賠償保障	上記の使用によって生じた一切の損害については、渉成園保存管理規程第8条により賠償いたします。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない									

第 号

渉成園施設使用について、上記申請を許可します。

年 月 日 真宗大谷派宗務所 本廟部

当日、この『許可書』を受付に提示の上、ご入園ください。

# 渉成園保存管理規程（抜粋）

## （目的）

**第1条** この達令は、渉成園の保存及び管理について必要な事項を定める。

## （管理の定則）

**第2条** 渉成園は、真宗本廟の飛地境内地で、枳殻邸とも称し、真宗本廟に参詣する僧侶及び門徒をはじめ、一般の人々にも本派の庭園として広く親しまれ、今日まで幾多の門徒の懇念により護持されてきた歴史に鑑み、その保存管理にあたっては、万全の体制を確保しなければならない。

## （入園者的心構え）

**第3条** 渉成園に入園又は参観し、若しくは渉成園内の施設を使用しようとする者は、この達令に定める手続きを経て、あらかじめ許可を得るとともに、庭園及び建物の保護、風致並びに史蹟の保存及び防災に関して、管理者の指示に従わなければならない。

## （参観）

**第4条** 渉成園の参観は、本廟部長が許可する。

2 前項により、渉成園の参観を許可したときは、本廟部長は参観券を交付するものとする。

## （使用許可）

**第5条** 渉成園の通常使用は、第6条に定める使用許可申請書に必要事項を記入し、本廟部長の許可を得なければならない。ただし、渉成園における大規模な展示会等一般参観に支障あるものについては、渉成園運営委員会の議を経て、宗務総長の許可を得なければならない。

2 前項により、渉成園の使用を許可したときは、本廟部長は使用許可書を交付するものとする。

## （使用許可申請書）

**第6条** 渉成園の使用許可をうけようとする者は、別に定める使用許可申請書を本廟部に提出しなければならない。ただし、本派の僧侶及び門徒以外の一般が使用する場合並びに展示会等の渉成園の目的以外に使用しようとする場合は、更に別に定める渉成園施設使用約款を提出しなければならない。

2 本廟部は、前項に定める提出書類のほかに必要と認めた事項について、説明書の提出を求めることができる。この場合、説明書を提出しない者には、使用を許可しない。

## （冥加金）

**第7条** 渉成園を使用しようとする者は、別に定める冥加金を納入しなければならない。

## （賠償責任）

**第8条** すべての入園者は、庭園、建物及び付属物を毀損したときは、營繕審査会の査定によりその損害を賠償しなければならない。

## （以下、条文省略）

### 附 則

1 この達令は、2005年7月1日から施行する。